さいたま市告示第517号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年3月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 臼倉ビル

所在地 さいたま市見沼区南中野字堀込840番1、841番、842番、844番3、844 番4

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア氏名臼倉たま
 - 住 所 さいたま市見沼区南中野字堀込843番地
 - イ 氏 名 臼倉 あつ子
 - 住 所 さいたま市浦和区前地三丁目14番3-1503号
- (3) 変更した事項
 - (ア) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

(変更前)氏 名 佐藤 あつ子

住 所 さいたま市見沼区南中野字堀込843番地

(変更後)氏 名 臼倉 あつ子

住 所 さいたま市浦和区前地三丁目14番3-1503号

(イ)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

(変更前) 株式会社ヨークマートを含む 3社 別表「小売業者一覧表(変更前)」参照 (変更後) 株式会社ヨークを含む 3社 別表「小売業者一覧表(変更後)」参照

- (4) 変更の年月日
 - (ア) 平成19年10月31日
 - (イ) 別表「小売業者一覧表(変更前)」及び「小売業者一覧表(変更後)」参照
- (5) 変更する理由
 - (ア) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所の変更による。
- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者及び所在地の変更による。
- 2 届出年月日

令和3年3月4日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年3月26日から令和3年7月26日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
 - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048 (646) 3093

FAX 048 (646) 3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年3月26日から令和3年7月26日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

別表「小売業者一覧表(変更前)」

小売業者を行う者の名称変更 小売業者を行う者の代表者氏名変更 小売業者を行う者の住所変更

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売 する物品	変更内容	変更日	備考
1	株式会社 ヨークマート	代表取締役 杉 伸一郎	東京都港区芝公園 4-1-4	株式会社 ヨークマート	日用品・食料品	名称変更	令和2年6月1日	
						代表者変更	平成26年3月1日	
						住所変更	令和2年5月20日	
2	株式会社 トニーなるみや	代表取締役 成宮 和吉	さいたま市浦和区領家四丁目 13番 3号	株式会社 トニーなるみや	DPE・カメラ		- %	
3	配島 勝利		岩槻市加倉五丁目7番3号		在	住所変更	平成17年4月1日	

13

小売業者を行う者の住所変更

No.	小売業者の名称	代表者氏名	住所	屋号	主として販売 する物品	変更内容	変更日	備考
	株式会社ョーク	代表取締役 大竹 正人	東京都江東区青海二丁目 5 番 10 号 テレコムセンタービル西棟 12 階	株式会社ョーク	日用品・食料品	名称変更	令和2年6月1日	
1						代表者変更	平成26年3月1日	
						住所変更	令和2年5月20日	
2	株式会社 トニーなるみや	代表取締役 成宮 和吉	県さいたま市浦和区領家四丁目 13 番3号	株式会社 トニーなるみや	DPE・カメラ			
3	配島 勝利		さいたま市岩槻区加倉五丁目7番3 号		花	住所変更	平成17年4月1日	

4